

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月5日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

大さん橋国際客船ターミナル空調用熱交換器復旧工事
大さん橋国際客船ターミナル空調用熱交換器の不具合に対して復旧工事を行う。

2 履行（納品）場所

中区海岸通1丁目1番地4

3 契約日

令和6年4月23日

4 履行日又は履行期間

令和6年6月28日まで

5 契約金額

12,100,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

中区日本大通18KRCビル7階
東テック株式会社 横浜支店 執行役員支店長 中野 幸一

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該熱交換器は、大さん橋国際客船ターミナルの空調を行うための冷水及び温水を施設全体に伝えるために必要な機器ですが、経年劣化のため故障し機能しておらず、客船受入れ業務や大さん橋ホールの運営に支障が生じているため、緊急対応するものです。

8 契約の相手方の選定理由

故障している熱交換器の調査及び整備の手配が可能であり、且つ熱交換器を含む空調制御システムを熟知しており、工事に必要な建設機械、資材及び労力等の迅速な確保が可能であり、当該対象地を最も熟知している市内中小企業を選定した。

9 所管課

港湾局建設保全部維持保全課